

税効果会計導入の論拠

衣川, 修平

<https://doi.org/10.15017/3000286>

出版情報 : 経済論究. 111, pp.21-34, 2001-11-28. 九州大学大学院経済学会
バージョン :
権利関係 :

税効果会計導入の論拠

衣 川 修 平

目 次

1. はじめに
2. 導入の政策的論拠
 - 2.1 日本の事例
 - 2.2 アメリカの事例
3. 導入の理論的論拠
 - 3.1 法人税等の費用性
 - 3.2 会計主体論からのアプローチ
4. まとめと課題

1. はじめに

本稿の目的は、税効果会計の導入の論拠を考察することである。論拠とは、政策的な論拠と理論的な論拠に峻別されうると考えられるが、本稿は理論的な論拠の考察を主目的とするものである。しかし、会計基準の設定は合意主義的になされる一面を有しており、ひとたびある基準の選択がなされれば、それが制度的に頑強性や慣性を持つという特質を考慮すると、政策的論拠を取り上げることは、会計の現実を把握するために不可欠であると考えられる。よって本稿では理論的論拠に加えて、政策的論拠の考察のための試論として日米の事例を補足的に取り上げるものとする。

2. 導入の政策的論拠

2.1 日本の事例

2.2.1 経済危機と税効果会計の全面導入

経済が危機的状況にあるときに如何なる政策

的対応がなされるか、興味深い事例が示されたのが1990年代末の日本であった。以下、本稿に関係のあるものに限定し、その詳細な検討を通して、税効果会計導入の政策的な要請と契機の明示化を試みる。

1998年3月期決算は、確実に日本経済にとって大きな危機であった。98年3月末の東京証券取引所の平均株価は、前年3月末に比較して約1,500円下落した。これに対して、この決算では、全国銀行19行（当時）のうち16行が有価証券の評価法を低価法から原価法に切り替えた。また98年2月には主要銀行21行に対して公的資金が約1.8兆円投入され、資本増強が実施された。1998年、99年3月期の時限立法として土地再評価益の計上も実施された。にもかかわらず、1998年10月、12月には日本長期信用銀行と日本債券信用銀行が金融再生法による特別公的管理の適用を受ける結果となった。

ちなみに、1998年度末には、累積直接償却額を加算した不良債権の大きさは44.6兆円、99年度末には44.3兆円に至っていた¹⁾。

元来、税効果会計の導入は、連結財務諸表の見直しの一環として企図された。1995年11月から企業会計審議会による審議が開始され、1996年6月の中間報告「連結財務諸表をめぐる論点の整理について」、そして1997年6月6日の「連結財務諸表の見直しに関する意見書」の公表、

1) 以上については、菊地(1999, pp.64-65)、日本銀行金融研究所[編著](2001, pp.28-29, pp.54-55)などを参照した。

さらに引き続いて、日本公認会計士協会は、1998年5月12日に「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」を発表し、税効果会計の本格的な導入への道筋が明示されたのであった。このような動きに対する理由として人口に敷衍されるのが、会計の国際的調和化(harmonization)である。換言すれば、連結財務諸表を国際的に比較可能なものとする事で、東京市場に投資家を呼び戻す「インフラ整備」を行う、というものであったと言ってよい。

もちろんこの会計制度改革の対象となったのは、連結財務諸表についてだけではない。中でも税効果会計導入に大きな影響を与えたものとしては、デリバティブ等の新しい金融商品に関する会計処理基準の検討・公表を挙げることができる²⁾。従来、日本は確定決算主義のもと、税引前利益と課税所得との差異はあまり生じないとされてきたが³⁾、これらの新基準は財務会計の思考を貫徹するものであり、期せずして税法上の損益認識基準と乖離することが予想され、この乖離の調整として税効果会計導入の要請が高まったことも指摘できよう。

しかし90年代末の経済危機は、税効果会計導入の要請にまた新たな推力を与えることになる。

1998年6月に公表された、大蔵省と法務省による「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」においては、税効果会計の導入の必要性として、貸倒引当金の有税償却の阻害要因を取り除くためであると、政策的論拠を明記するに至った⁴⁾。ここにおいて税効果会計の適用は、企

業の不良債権の処理、自己資本の増強を目的として、先に記した経済危機に対する数々の政策的対応の一環としての様相をますます帯びるに至った。

かくして動きは加速する。日本経済新聞は、1998年10月18日朝刊の一面を割いて、税効果会計の99年3月期決算からの「前倒し導入」(早期導入)を、企業会計審議会が決定したと報じた。同時に今回のこの決定には全国銀行協会連合会から前倒し導入の「要請」があったことを報じている。

そうして1998年10月30日に、企業会計審議会より「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」が大蔵大臣の諮問に答申する形で、正式に公表され、1999年4月1日以降開始事業年度から、連結・個別財務諸表での全面適用が、かくして確定した。

またこの前倒し導入がなされた1999年3月期決算においては、同時に、大手15行に対して総額7.5兆円の公的資金による資本増強が実施された。また、同年9月には地域金融機関4行に対する合計2,600億円の公的資本増強が行われている。

なお他にも税効果会計と政策との関係を示すものとして、東京都が銀行に外形標準課税を導入しようと検討した事例を挙げることができよう。外形標準課税が導入されると、事業税分について税効果会計の適用ができなくなるため、資産が減り、その分利益も減ることになる。このため、銀行業界から大きな反発が起こったことは記憶に新しい。全国銀行協会会長の杉田力之・第一勧業銀行頭取(2000年2月当時)は、この課税により対象銀行全体で1,100億円、税負担が増加するが、それよりも重大なこととして、税効果の減少分だけでもさらに4,300億円の当期利益が減少し、この4,300億円が対象行の当期

2) 弥永・足田(1997, p.3)

3) ただし「日本は確定決算主義を取っているとはいえ、税務上の所得と企業会計上の所得の間には重要な程度の差異がある」(弥永・足田(1997) p.120)との指摘もある。

4) 大蔵省・法務省(1998, III.1.(2))

利益の半分にも達することを指摘して、外形標準課税に反対した⁵⁾。

2001年9月現在、未だ外形標準課税の導入は果たされていない。

2.1.2 連結財務諸表上の任意適用

さて、ここまで90年代末の経済危機と税効果会計全面導入の政策的論拠の関係を考察してきたが、ここで時間を巻き戻して、その以前、税効果会計が連結財務諸表上で任意適用の状況だった時期を俯瞰してみる。

日本において法人税等は、会計慣行上、長らく利益処分項目と解されていた。その後、1963年に商法改正が行われ、法人税等も債務が決算期末日に確定する以上、損益計算書の費用として表示されるべきであると解釈されるようになり、費用計上方式が取られるようになった⁶⁾。しかし、その思想が商法によるものであるため、債務確定の税額をそのまま費用と考えるにとどまり、法人税等の期間配分にまで発展するには至らなかった⁷⁾。

つまり、日本における法人税等の会計は、個別財務諸表・連結財務諸表上、フロースルー法 (flow-through method) に基づいて行われてきた。税効果会計が認められることとなったのは、1976年の証券取引法による連結財務諸表規則の改正⁸⁾においてである。しかしこれは、①税効果会計はわが国の会計実務では未だ慣行として成熟していない、もしくは、②わが国の実情に即した税効果会計の内容が未だ明確化されていない、などとして、明確な税効果会計基準を欠いたまま、連結財務諸表のみに任意選択を許

すものに留まった。そのため、法人税等の会計が無原則な状況になり、企業間の財務情報の比較可能性を妨げているなどとの批判がもたらされる結果となった⁹⁾。ただしこのような任意適用には、日本における税効果会計の理論と実務の熟成を待つというねらいがあったことを付記しておく。

このような状況が変化するには、それから20年あまりも待たねばならなかった。そこでようやく先に記した、企業会計審議会による、1997年6月の「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」の公表から、1998年10月の「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」へと続く、連結・個別財務諸表上での税効果会計を全面適用するための会計基準の改正がなされることとなった。ここに至って、日本の税効果会計基準は、連結財務諸表上の任意適用という不完全な状況から、財務諸表全体を対象とする「財務会計基準」¹⁰⁾となったと言えよう。

しかしこのような全面導入の経緯が、日本における税効果会計の理論・実務における熟成の帰結であると見なすのは疑問である。

連結財務諸表上の任意適用という状況下での、税効果会計の採用状況を調べたものに、品田 (1989) がある。品田 (1989, p.83) は、勘定項目の中に繰延税額が含まれるか否かを基準として、税効果会計の導入企業の集計を行った。それによると、1988年10月1日現在で、8証券取引所上場企業中、連結決算を行い、発表している1044社のうち、繰延税額の勘定科目に記載のある会社は、約15.6%の163社であった。

また日本公認会計士協会 (1999, p.506) の現状分析によれば (図表1参照)、連結財務諸表での税効果会計の任意適用が認められてから、約

5) 朝日新聞 (1999) 2月17日付朝刊。

6) 中田 (1973, 序文)、三澤 (1968, p.107)。

7) 川口 (1969, p.101)。

8) 大蔵省令第28号 (1976年10月30日)、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の改正。

9) 中田 (1999, pp.185-186)。

10) 中田 (1999, p.186)。

図表1 税効果会計の適用状況

	1995年度	1996年度	1997年度	1998年度
1. 全面的に適用	23社	23社	31社	36社
2. 部分的に適用				
(1) 連結決算固有の項目について適用	59社	59社	73社	71社
(2) 連結会社の一部についてのみ適用	73社	73社	90社	94社
(3) 連結決算固有の項目及び連結会社 の一部について適用	21社	23社	27社	27社
2. 適用していないもの・不明	<u>297社</u>	<u>296社</u>	<u>254社</u>	<u>247社</u>
合 計	<u>473社</u>	<u>474社</u>	<u>475社</u>	<u>475社</u>

(出所) 日本公認会計士協会 (1999, p.506), 一部加筆修正。

20年を経たにもかかわらず、連結上での全面適用を行っているのは、1995年度から順に全体の約4.9%の23社、約4.9%の23社、約6.5%の31社、約7.6%の36社と極わずかでしかない。

寺坪(1998, p.95)に従って、これらから、以下の結論を導き出せよう。

1. わが国において実務慣行の醸成を期待することはできない。
2. 監査人の指導性に、多くを期待することはできない。

今回の税効果会計の個別・連結決算上での全面適用は、以上のことからそれが、会計域内での理論・実務の熟成といった「内生的」なものでないと結論付けられよう。

かくして日本の税効果会計導入の要請、契機は、会計の国際的調和化という要請すなわち「外圧」に対して、ポスト・バブル期以降の株価下落をもってその「外圧」に屈し、そして東京市場の「インフラ整備」の一環としての連結財務諸表の見直しが税効果会計導入の契機となり、さらに、90年代末の金融危機対策として、一気にその導入が加速づけられたと考えられる。

つまり日本の税効果会計の導入は、一貫して外圧や経済状況に対する政策的対応としてなされている。それゆえに、その基準はIAS(International Accounting Standards) 基準や米国基準を模倣したものであり、また適用結果として、

解消不可能な莫大な繰延税金資産の計上がなされるという問題が発生したことも、これらのことから容易に理解できよう。

2.2 アメリカの事例

AAA (American Accounting Association) の委員会であるCommittee on Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statementsは、1952年にSupplementary Statement No.4として“Accounting Principles and Taxable Income”を公表した。この中で、税法上の目的と企業会計上の目的の相違により、その利益に差異が生じることを指摘し¹¹⁾、さらに立法、行政、司法からの企業会計の独立性を明示した¹²⁾。

このようなstatementが公表された背景には、法人所得税率の増加があった(図表2 参照)。

法人所得税率の上昇は、計上される法人税額の上昇を当然として、そのヴォラティリティーがもたらす影響力の重大さを経営者に認識させることになった。このような状況に対応して経営者が、法人税を費用と見なし、見越し、繰延べ、期間配分をおこなうことによって、報告利益を平準化し、それをより予想可能なものとした¹³⁾、と考えるのは当然の帰結であった。税効

11) AAA (1952, para.4)

12) AAA (1952, para.6.(a))

果会計はtax equalization accounting¹⁴⁾とも称されるが、この名称が明確に示しているとおおり、実務による税効果会計導入に対する要求の本質は、利益の平準化、もしくは税費用の標準化にあったと断言してよいであろう。

このような経営者の平準化、標準化要求の萌芽は、まず1930年代末の内国歳入法 (Internal Revenue Code) による欠損金の繰戻し・繰越しの制度化に見出すことができるが¹⁵⁾、この延長線上に税効果会計の導入が存在するものと考え

られる。

以下政府の政策として、税効果会計に影響を与えたものを取り上げると、1940年代には、第2次世界大戦が勃発した。これにより戦時生産体制に入る必要性から、戦時緊急設備に対して税務上の五ヵ年特別償却 (five-year amortization) 制度が導入され、多くの企業が採用した。また、戦費調達のために法人所得税の重税化の萌芽も見られる。

1950年には朝鮮戦争が勃発して、法人所得税の重税化が進行した。そして朝鮮戦争終了後の、1954年には、戦後不況対策として、各種の選択的減税が行われた。その一環として導入されたのが、二つの加速償却、200%定率法 (declining balance method at twice the straight-line rate) と級数法 (sum of the years-digits method) であり、また欠損繰戻期間の1年延長も図られた¹⁷⁾。

以上のように、戦時という経済状態に対して政府が行った対応政策が、実務による税効果会計導入の要求の本質となる、会計上と税務上の利益の差異の拡大と、法人所得税の増加をもたらした、と結論づけられる。

3. 導入の理論的論拠

税効果会計導入の理論的論拠を示せば以下のとおりになる。

税務上と会計上の利益の乖離をもたらす項目が多くなり、これに法人税率の上昇が重なるこ

図表2 法人所得税率の変遷

年	法人所得税率
1901~1915	1.0%
1916	2.0%
1917	6%
1918	12%
1919~1921	10%
1922~1924	12.5%
1925	13%
1926~1927	13.5%
1928	12%
1929	11%
1930~1931	12%
1932~1935	13.75%
1936~1937	8%~15%
1938~1939	19%
1940	24%
1941	31%~30%
1942~1945	40%
1946~1949	38%
1950	42%~23%
1951	50.75%~28.75%
1952~1963	52%~30%
1964	50%~22%
1965~1967	48%~22%
1968~1969	52.8%~24.2%
1970	49.2%~22.55%
1971~1973	48%~22%

(出所) Wheeler-Gallart (1974, pp.49-50) に一部加筆修正を加えた¹⁶⁾。

13) Beresford *et al.* (1983, p.21) を一部参考にした。

14) Arnold-Webb (1989, p.1)

15) Moonitz (1957, p.175) を参考にした。

16) この図表には超過利潤税が含まれていない。また図表の法人所得税率の幅は、累進課税を示しており、基本的に1941年以降は、\$25,000以上の所得と、初めの\$25,000までの所得に対する税率を示している。図表を簡素化するためにこれらについては省略した。

17) Beresford *et al.* (pp.135-138), Buckley (1972, pp.5-16), 飯岡 (1973), 西村 (1987a) を参照した。

とによってその乖離額は甚大になった。このような乖離を放置することは、①配当可能利益の算定、及び、②投資意思決定情報を歪めることにつながるものである。税効果会計はこのような弊害を取り除くことを論拠として、①会計上の収益または費用と課税所得計算上の益金または損金の相違、もしくは、②会計上の資産または負債の額と課税所得計算上の資産または負債の額の相違に対して、法人税等費用を期間配分することで、①税引前利益と法人税等を合理的に対応させ、②将来の法人税等の支払額に対する影響額（将来純キャッシュ・フロー額）を財務諸表本体に表示する、財務会計における会計処理を行う。ちなみに①は収益費用中心観(revenue and expense view)、②は資産負債中心観(asset and liability view)に基づくものである。

あるいは財務諸表上に、税法基準すなわち債務確定主義(obligation basis)に基づく、法人税等の税額が計上されていることは矛盾であり、会計の独立性を損ねていると考えられる。税効果会計の適用は、発生主義を法人税等の項目に適用することで、まさに法人税等を「会計」処理する(accounting for income taxes)ことを意味しており、かくして会計理論が矛盾を解消し整合性を回復することを意味しているのである。

3.1 法人税等の費用性

税効果会計導入にあたって、クリアしなければならない基礎的前提を論理的プロセスとして示せば、以下のようになる¹⁸⁾。

1. 対象たる企業は、継続企業の前提に立って継続していくものと期待されるので、法

人税等もまた将来も課税されてゆくものと予測される。

2. 法人税等は費用である。
3. 税引前利益と法人税等とは対応関係にある。
4. よって対応概念を適用して、法人税等は、税引前利益に適切に対応する額を計上するため、期間配分するべきである。

法人税等の性格については、費用説、利益処分説、損失説、変則項目説(anomalous item)が考えられるが¹⁹⁾、導入の前提としては、以上の通り、法人税等の費用性が論証されなければならない。

ここで費用とは、収益獲得のために何ら貢献しなかった費消原価である損失と区別され、それは一会計期間に認識された収益獲得のために犠牲に供せられた企業の生産物である財貨および役務の原価費消部分であり、収益によって償われるべき価値の総計であるとして、収益との対応関係が強調される²⁰⁾。

しかしこのように費用をとらえるとき、法人税等が収益(税引前利益)と対応関係を有するか否かは、極めて疑問であろう。このような疑問に対しての代表的な反論として、法人税等が、政府が与えるサービス、ないしは特権の対価であると考えるのであれば、収益獲得のための犠牲として費用性をもつ、という主張がある。つまり、企業活動の前提として法的保護や産業の育成・道路の整備などが必要とされるから、そのような費用を支弁するために徴収される税金は企業にとって費用性を有する、との主張が存在する²¹⁾。しかし法人税等の支払い額に関係な

19) Paton (1922, p.181)

20) 宇南山 (1982, p.734)

21) Beresford *et al.* (1983, pp.24-27), 齋藤 (1999, pp.14-17), 弥永・足田 (1997, p.23) などを参照した。

18) APB (1967, para.14) を参考にした。

く、その対価が等しく異なる企業にもたらされることを考慮すると、このような主張は説得力に乏しい。

以上のことから法人税等は、損失として処理されるべきであると一旦、結論付けられよう。しかし上記のようないわば「狭義の費用性」ではなく、「広義の費用性」概念においては、費用は、企業の利益獲得活動によって企業から流出した価値の総計を指しており、費消された原価を意味している。

本稿では、このような法人税等の「広義の費用性」について論証を試みることになる。

またここで「法人税等」とは、法人たる企業が支払う税金のうち、法人税その他利益に関する金額を課税標準とする国内外の税金を指す。日本においては具体的には法人税のほか、都道府県民税、市町村民税（住民税）及び利益に関する金額を標準課税とする事業税が含まれる²²⁾。

なお、事業税については、税効果会計の全面適用前までは、営業費用の一項目として税引前利益の段階で処理されていたことや、翌期に損金算入されることから、事業税の費用性に関しては企業会計上異論がない、とする見解がある²³⁾。しかし今回の全面導入に伴って、法人税と同じ項目で処理されることになり、また、税法上の損金算入の認容は、会計の独立性を考えると必ずしも会計上でも費用であることを意味しないので、やはり、事業税の費用性も改めて問われることになると考えられる。事業税の性格から、本来所得に課せられるものではないが、課税技術上、所得の金額に基づいて一定率を乗じて算出されるという性質を持つ、という費用性の主張も同様に、会計学の立場からこれを考

図表3 会計主体論の種類と分類

資本主の立場を重視する主体論	企業自体の立場を重視する主体論	勘定集合体の立場を重視する主体論
資本主理論 代理人理論	企業主体理論 企業体理論	資金理論 (中立論)
コマンダー理論 投資家理論・残余持分理論		

(出所) 河田 (1991, p.13) を一部加筆修正

察するという理由で退けられる。

ここで、法人税等の費用性についての検討については、先学により、以下のアプローチからの検討がなされてきた。

1. 会計主体論からのアプローチ
2. 税金の本質からのアプローチ
3. 商法からのアプローチ

しかしここで問題となるのは、会計学上の法人税等の性格であり、税法上や商法上の性格ではない²⁴⁾。重複するが、これは税効果会計が税務会計ではなく、法人税等の「会計」処理の問題である点や、財務諸表上に当期の確定納付税額を計上するフロースルー法（債務確定主義）は、税法が会計の独立性を干渉している、という批判を考慮すれば、上記のうち下の二つのアプローチを排除する理由が理解できよう。

3.2 会計主体論からのアプローチ

齋藤 (1999) は、法人税等の費用性を会計主体論との関係で考察している。なぜなら、「会計主体論は、資本の範囲（帰属）の限定および損益計算の最終目標たる利益の帰属の限定に利用しうるからである。すなわち、資本が誰に帰属するものか、また利益が誰に帰属するものかを明らかにすることで、必然的に損益計算上何が費用たりうるか、またなにが、利益処分項目た

22) 企業会計審議会 (1998) (注1)

23) 片岡 (1992, p.98) を参照した。

24) 岡部 (1952, pp.42-43) を参考にした。

りうるのかが導かれ²⁵⁾て、法人税等の性格を決定することができるからである。

会計主体論の種類としては、資本主理論、代理人理論、企業主体理論、企業体理論、コマンダー理論、投資家理論・残余持分理論、資金理論が挙げられる。会計主体論を概念的に分類すると図表 2 のようになる²⁶⁾。

(1) 資本主理論 (proprietary theory)²⁷⁾

C. E. SpragueやH. R. Hattfieldらによって、支持された²⁸⁾。

資本主理論とは、企業と資本主(株主・所有者)とを同一体とみなして、企業の主体を資本主に置く理論であり、企業の資産・負債・収益・費用・利益・損失は全て資本主に帰属する²⁹⁾。

よって、資産と負債の差額としての純財産(持分・純資産)、つまり

資産(積極財産) - 負債(消極財産) = 資本は、資本主に属する。

ここでは、資本主との取引以外による資本主に帰属する資本、すなわち純財産の増加が利益であり、その計算上プラス項目が収益であり、マイナス項目が費用である。そうすると法人税等は、資本主との取引以外による資本の減少を意味するので、損益計算上のマイナス項目、費用であると言えよう³⁰⁾。

この理論は、個人企業(single proprietorships)やパートナー・シップに最も適用され³¹⁾、

法人格を持った独立の存在としての巨大企業には適用が困難と考えられている³²⁾。

(2) 代理人理論 (agency theory, representative theory)

G.R. Husbandや江村稔がこれを提唱³³⁾。

株式会社の発展に伴って、所有と経営の分離が進み、企業経営者と資本主との間に企業経営の委託・受託関係が成立した。その結果、資本主と企業が同一体である資本主理論は、理論的にも実務的にも不合理なものとなり、替わって代理人理論が登場した³⁴⁾。

代理人理論は、個人企業の資本主中心の思考を、そのまま株式会社に適応したもので、株式会社は普通株主の集合体(association of common shareholders)³⁵⁾であるとして、彼らの代理人として活動する組織体であると考えている。言い換えると、経営者は資本主の代理人として企業経営を行い、資本主に対してその会計責任を負う。代理人理論は、いわば「近代的な資本主理論である」と言えよう³⁶⁾。

代理人(経営者)は資本主から独立した存在ではなく、資本主理論同様、純資産(持分・純財産)は資本主に帰属するものとする。しかし法人税等と、資本主(株主)への配当に対する税金(所得税)は同一であると考えている。よって、法人税等は、資本主の所得税の前払いと位置づけられ、利益処分項目であるとされる³⁷⁾。

(3) 企業主体理論 (entity theory)

前者二つの時代より、さらに証券金融市場が

25) 齋藤 (1999, p.10)

26) なお、コマンダー理論と投資家理論は、資本主理論と企業主体理論などの流れの中間に属するものと考えられるが、投資家理論については、「実質的には資本主理論の展開である」(井上 (1988) p.44) と見る意見もある。

27) 所有主理論とも言う。

28) 井上 (1988, p.44)

29) 河田 (1991, p.14)

30) 齋藤 (1999, pp.12-13)

31) Gene (1981, p31)

32) 會田 (1966, p.16)

33) 中原 (1989, p.52)

34) 高松 (1976b, p.574)

35) Sprouse (1957, p.370)。また、株主集合体 (aggregation of investors) ともいう。

36) 高松 (1976b, p.574)、河田 (1991, p.14)。

37) 齋藤 (1999, pp.12-13)

高度に発達し、企業の大規模化がさらに進展すると、出資と経営の分離がより明確になってくる。この結果、企業は資本主（株主・所有主）とは全く別の主体であるとみなして、企業自体の社会的存在が認識されてくる³⁸⁾。これを受けて、Paton-Littletonがこの理論を提唱し始めた³⁹⁾。

企業主体理論には、伝統的なものと、新たなものの二つの考え方があるが、この二つは同じ結論にたどり着く。

伝統的な説明としては、この理論は、

$$\text{資産} = \text{負債} + \text{資本}$$

という等式により表現される。この理論において利益は、企業が資本主および債権者のために行った活動のために生じると考えられ、一会計期間の企業の資産の変化（増加）として定義される。ここでは債権者に支払われる利息は、資本主に支払われる配当金と同様に、利益処分項目とされる。ここで、債権者、資本主との取引以外による資産の増加および減少が、それぞれ収益および費用であり、その差額が利益である。よって、法人税等は、債権者ないし資本主との取引以外による資産の減少であるから、損益計算上のマイナス項目であり、費用として認識される。

また新たな企業主体理論では、企業そのものを独立して把握する。ここで利益は、債権者や資本主へ支払った利息や配当を控除した後に企業に残余する部分、すなわち留保利益と理解される。従ってそうした利息や配当は、費用と考えられる。ここで、留保利益が利益だとすると、法人税等はマイナス項目であるので、費用と考えられる⁴⁰⁾。

(4) 企業体理論 (enterprise theory)

W.W. Suojanen, 高松和夫, 阪本安一, 宮川嘉治, 不破貞春によって提唱。Husbandの代理人理論の批判, さらにPaton-Littletonの企業主体理論の不徹底さを批判して登場したのがこの企業体理論である⁴¹⁾。

企業会計の主体を企業に置くので、資本主理論と対立する理論であるとされる⁴²⁾。企業体理論においては、資本主理論や企業主体理論のように大規模な株式会社を単に資本主の集合体、もしくは独立した企業体とみなすのではなく、社会的制度 (social institution) や社会的組織 (public corporation) としての企業体として認識する⁴³⁾。そしてこの社会的制度 (企業) においては、その財務報告は、多くの利害関係者 (stake holders), すなわち資本主や債権者, 経営者や従業員, 顧客や仕入れ先, 政府, さらには公衆一般までも向けられるものと考えられ⁴⁴⁾, この点が, 同じく企業体に会計主体を認める企業主体理論との大きな差異となっている。

この理論においては、企業のその社会的責任の遂行に関する評価は、付加価値により表される。すなわち一会計期間に生み出された付加価値が、利益と見なされるのである。ここで法人税等は国家へと支払われるのであるから、資本主へ支払われる配当と同様に、利益処分項目と解される。つまり法人税等は国家への配当を意味するのである⁴⁵⁾。

38) 河田 (1991, p.15)

39) 中原 (1989, p.52)

40) 齋藤 (1999, pp.12-13)

41) 會田 (1966, p.18), 中原 (1989, p.52)。

42) 阪本 (1997, p.236)

43) 會田 (1966, p.18), 高松 (1976a, p.236) を参照した。

44) Sprouse (1957, pp.370-371), 齋藤 (1999, p.11) を参照した。

45) 齋藤 (1999, pp.12-13)

(5) コマンダー理論 (commander theory) ⁴⁶⁾

この理論の起源は、W. A. Patonや、DR. Scottに、その萌芽が見いだせる⁴⁷⁾。初めに提唱したのはL. Goldbergで、青柳文司らによって、支持されている⁴⁸⁾。

企業活動において、実際に活動するのは人間であることを重要視し、企業を実体として人格性を賦与するのではなく、人間によってのみ行使される支配機能に注目する理論。ここで、企業資源の支配者を「コマンダー」という。初期の資本主理論においては、資本主とコマンダーは一体であった。所有と経営の分離が進むと、コマンダーは資本主の代理人となるので、コマンダー理論は新資本主理論と呼ばれることもある。一方、コマンダーは投資家だけでなく、政府に対しても信託代理人 (fiduciary agent) と見られるので、コマンダー理論は新企業体理論とも言われることもあり、両者の中間ないし、統合するような位置にあると言えよう⁴⁹⁾。

コマンダー理論においては、会計等式は導き出せず、その利益概念が多様であることは、しばしば指摘される⁵⁰⁾。

この理論において損益計算書は、コマンダーと彼のチームによってなされた一会計期間中の活動成果の説明である。しかし、会計実務には直接的な影響を及ぼさないで、これからは法人税の性格を導くことはできない⁵¹⁾。

(6) 投資家理論 (investor theory) ・残余持分理論 (residual equity theory)

G. T. Staubusによって主張された⁵²⁾。

この理論は、株主を所有者と言うよりはむしろ投資家とみなす。通常は株主のみならず債権者なども企業資産に対する持分を持つものとされるが、この理論においては、企業利益を形成するために最終的なリスクを負担し、未来配当に関心を持つ普通株主 (残余持分者) の持分が重視されることになる⁵³⁾。

この理論は、株主を所有者と言うよりはむしろ投資家とみなすため、投資家の観点から、

資産－負債－優先株主持分＝残余持分
という等式を基礎とする。計算上は資本主理論における資本および利益から、優先株式に関わる部分が除去される。したがってこの理論は、優先株式という特殊な所有関係を考慮するものであって、それ以上のものではない⁵⁴⁾。

(7) 資金理論 (fund theory)

W. J. Vatterによって提唱された⁵⁵⁾。

資金理論では、資金のフローが主体であり、つまり「無主体」の立場から、企業を資本金の集合体として会計的意志決定がなされる、とし⁵⁶⁾、統計的観点を強調する。

資金理論における資金とは、経営活動単位を構成する資産集団と持分との統一体である。つまり、一つの資金単位に所属する資産集団は、それらの資産の使用処分に対して拘束が課されている⁵⁷⁾。そこで、

資産の用役＝資産の拘束

46) 「コマンド理論」とも言う。

47) 青柳 (1982, p.365)

48) 中原 (1989, p.52)

49) 青柳 (1982, p.365)

50) Gene (1981, p.38), Wheeler-Galliat (1974, pp. 54-55) など。

51) Kam (1986, p.313), 齋藤 (1999, p.11)。

52) 井上 (1988, p.44)

53) 千葉 (1982, p.406)

54) 齋藤 (1999, pp.12-13)

55) 中原 (1989, p.52)

56) 河田 (1991, p.17)

57) 黒澤 (1982, p.419)

図表4 会計主体論と法人税等の性格

会計主体論	法人税等の性格
資本主理論	費用
代理人理論	利益処分項目
企業主体理論	費用
企業体理論	利益処分項目

(出所) 齋藤 (1999, p.13)

という等式が基礎に置かれることになる。

しかしこのような資金理論は、会計主体論としては無色透明で中性的であるため⁵⁸⁾、費用性について結論づけることはできない。

そもそも人の存在しないところでは、資本も費用も利益も存在し得ないのではないか⁵⁹⁾、という批判もありえよう。

以上をまとめると、図表4となる。時代や経済状況によって、適用される主体論は変遷するが、今日の状況においてはどのような主体論が適用されるのであろうか。以下、Kam (1986, pp.318-319) の論旨に沿って検討を試みる。

現在の会計思想は、小企業に対しては資本主理論を、大規模な株式会社に対しては企業主体理論を適用することを主張している。

少量の株式しか保有していない大企業の株主は、単なる投資家であって、自らを所有主とは考えない。また従業員は、自らを株主のためではなく企業それ自体のために働き、配当を除いた利益は企業に帰属すると考え、その利益は企業に再投資されることになる。大企業は、株主から分離した、それ自体のための存在であり目的なのである。こうした見地は企業主体理論を支持することになるが、その一方で、大企業で大量の株式を保有している単独の株主が、所有

主であることもまた否定することはできない。

しかし会計理論は、監査が義務づけられている法人のような大企業に向けられているので、常に企業主体概念 (entity concept) が適切な見解として堅持されるようになった。上記で取り上げたそれぞれの主体論は対立点を含んでいるように思えるが、それぞれの主要な概念は企業主体概念に融合することが可能である。所有主理論は、株主が企業に対して行った自らの投資の純財産 (net worth) を確認することに興味を持っている。このことは現在価値を適用することを意味している。そして企業主体理論を採用することは、現在価値の認識を除外しないのである。

コマンダー理論は、人々が企業のために意思決定を行い、企業に変わって実行することに焦点を置いている。経営とは、企業の有する資源について経済的なコントロールを行うことであり、またこれらの資源のための資金を用意した持分保有者 (equity holder) に説明責任を持つことを意味している。これらの概念を肯定することは、企業主体理論に背くものではない。事実、アカウントビリティーは企業主体理論においても重要な要素である。企業主体 (entity) という用語は、現実に企業のために意思決定を行い、企業に代わって実行する人々についての簡略化された表現としても用いられる。

持分保有者もまた、企業のキャッシュ・フロー予測に関心を寄せる投資家であることを認識することは、投資家理論が強調するように、容易に企業主体理論に含められるものである。このことはまさに、企業のキャッシュ・フローを予測するための情報への投資家のニーズに企業が応えなければならないことを意味している。資金理論は主に非営利企業に適用可能な理論であるけれども、その資金のフローに対する強調は、

58) 飯野 (1993 sec.1-18)

59) 西村 (1986a, p.75) を参考にした。

投資家が有用であると考えられるタイプの情報を意味しているのである。

企業体理論は、社会経済的な思想を有しており、それは企業主体理論の思想とは異なるものである。企業主体理論は、株主、債権者、従業員、政府をアウトサイダーとみなし、企業主体の利害を根本で有している経営者をインサイダーと見なす。企業体理論は、これら全ての利害関係者を経営者とともにインサイダーとみなし、経営者は利害関係者の裁定者として行動すると考える。彼らは企業から利益を得る。そしてそれゆえに、企業が事業を継続することを願う。こういった様々なグループに対して、企業が責任を有しているという考えは、多くの人々に受け入れられる意見ではない。一般には企業の唯一の社会的責任と言えば、その資源を用いて、利益が増加するように経営活動を行うことであると考えられてはいないだろうか。

しかしながら企業体理論の基礎となる前提は、利益を出すという企業の目的と相反するものではない。最終的にそれは、いかに株主と政府が企業から利益を引き出すかということなのである。赤字企業は最終的には倒産するだろうし、そうなれば全ての利害関係者が被害を被ることになるのだ。企業体理論の見地は、企業主体理論と衝突することはない。「企業主体(entity)」は抽象的概念であり、株主、債権者、従業員、政府などを含有する概念なのである。

以上によって、企業主体理論が他の理論に対して包括的な立場にあり、現在の状況に最も適用可能性が高いことが判別した。よって現状では一旦、企業主体理論の適用が支持され、法人税等の今日の性格は、費用であると結論づけられる。

4. まとめと課題

本稿では、税効果会計導入の論拠を、政策的論拠と理論的論拠に峻別した。そして、後者を主目的として、主に会計主体論の立場から法人税等の費用性について検討した。さらに前者においては、日米の具体的事例を通して、その導入の要請をもたらし、契機となったものを把握することを試みた。

理論的論拠に関しては、導入の基礎的前提である法人税等の費用性について、会計主体論の立場からの考察を行った。そこで、会計の今日的状況から、企業主体理論を支持して、法人税等の費用性を暫定的に肯定した。しかし大きな課題として、対応概念の検討が残された。

政策的論拠としては、まず日本の事例を取り上げた。そして、税効果会計の導入は理論・実務の熟成といった「内生的」なものではないと結論付けた。逆に、日本の税効果会計導入が要請され、その契機となったのは、まず①会計の国際的調和化という要請である。日本はこれに対して、ポスト・バブル期以降の株価下落をもってその要請に応じざるをえなくなり、その結果、②東京マーケットの「インフラ整備」の一環として、税効果会計の強制適用を含む連結財務諸表の見直しが図られることになった。そしてさらに、③90年代末の金融危機が最終的な後押しとなって、不良債権処理に対する政策的対応として、一気にその導入が加速づけられることになったと結論づけられる。

次にアメリカの事例としては、まず①1950年代前後からの法人所得税の増税と、②優遇税制として導入された種々の加速度償却税による会計上と税務上の利益の乖離に対して、③経営者の利益平準化、租税標準化要求が税効果会計の

本格的な導入をもたらしたと結論づけた。

また、本稿は導入時に関する政策的論拠のみを考察対象としたが、税効果会計の基準が改定されるごとに、理論を基盤としつつも、やはり利害関係者の合意主義的な修正がなされており、興味深い事例が散見される。このことについてはまた稿を改めて考察したいと考えている。

参 考 文 献

- AAA (1952) Committee on Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements, Supplementary Statement No.4: *Accounting Principles and Taxable Income*, August 1, 1952.
- APB (1967) APB Opinion No.11: *Accounting for Income Taxes*, AICPA, December. (訳「会計原則審議会意見書第11号 所得税の会計処理」『アメリカ公認会計士協会 税効果会計』川口順一(監訳・解説)・磯部秀夫(訳) 関東図書
- Arnold, Anthony J. and Webb, Brian J. (1989) *The Financial Reporting and Policy Effects of Partial Deferred Tax Accounting*, Institute of Chartered Accountants in England and Wales.
- Beresford, Dennis R. and Best, Lawrence C. and Craig Paul W. and Weber, Joseph V. (1983) *Accounting for Income Taxes: A Review of Alternatives*, Connecticut: FASB.
- Black, Homer A. (1966) ARS 9; *Interperiod Allocation of Corporate Income Taxes*, New York: AICPA.
- Buckley, John W. (1972) *Income Tax Allocation: An Inquiry into Problems of Methodology & Estimation*, New York: Financial Executive Research Foundation.
- Gene, Gilbert Farrell. (1981) *A Study of the Desirability of Deferred Tax Accounting for Depreciation Timing Difference*, Georgia State University, College of Business Administration, Ph.D., 1981.
- Kam, Vernon. (1986) *Accounting Theory* 2nd ed., Canada: John Wiley & Sons., pp.302-319.
- Moonitz, Maurice. (1957) "Income Taxes in Financial Statements", *The Accounting Review*, April 1957.
- Paton, William Andrew. (1922) *Accounting Theory - With Special Reference to the Corporation Enterprise*, New York: The Ronald Press Company.
- Sprouse, Robert T. (1957) "The Significance of the Concept of the Corporation in Accounting Analyses", *The Accounting Review*, July 1957.
- Wheeler, James E. and Galliard, Willard H. (1974) *An Appraisal of Interperiod Income Tax Allocation*, New York: Financial Executives Research Foundation.
- 會田義男 (1966) 「1.2.1 会計主体論争の展開」『文献研究 現代の会计学』山根忠恕(編) 国元書房 pp. 15-23
- 青柳文司 (1982) 「コマンド理論」『会计学辞典』黒澤清(編) 東洋経済新報社
- 朝日新聞 (2000) 朝日新聞 2月17日付朝刊
- 新井益太郎 (1960) 「『期間費用としての法人税』批判」『企業会計』第12巻1号
- 飯岡 透 (1973) 「〈研究ノート〉アメリカにおける税効果会計の歴史と現実」駒沢大学経済論集 第5巻第2号
- 飯野利夫 (1993) 『財務会計論 (三訂版)』同文館
- 井上久彌 (1988) 『財務会計論』中央経済社
- 宇南山英夫 (1982) 「費用」『会计学辞典』黒澤清(編) 東洋経済新報社
- 大蔵省・法務省 (1998) 「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」商法と企業会計の調整に関する委員会 (平成10年6月16日)
- 岡部利良 (1952) 「会计学上の租税の研究続編(II) — その費用性・利潤性に関する理論的吟味 —」『企業会計』第4巻第2号
- 片岡洋一 (1992) 「発生主義に基づく法人所得税とその実効税率」『會計』第142巻第4号
- 川口順一 (1969) 「税効果会計の展開—AICPA『会計原則審議会意見書第11号』の解説とわが国における適用性—」『企業会計』第12巻第1号
- 河田清一郎 (1991) 『会计学』清文社
- 企業会計審議会 (1998) 『税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書』大蔵省 (平成10年10月30日)
- 菊地誠一 (1999) 『時価会計が経営を変える』中央経済社
- 齋藤真哉 (1999) 『税効果会計論』森山書店
- 酒井治郎 (1992) 『会計主体と資本会計—会计学基本問題の研究—』
- 阪本安一 (1976) 「企業体理論」『会计学辞典 (第三版)』神戸大学会計学研究室(編) 同文館
- 品田 正 (1984) 「税効果会計—海外および我が国の導

- 入状況の検討—』『経営情報科学』第2巻4月号第1号
高松和男(1976a)「企業主体理論」『会計学辞典(第三版)』神戸大学会計学研究室(編) 同文館
高松和男(1976b)「資本主理論」『会計学辞典(第三版)』神戸大学会計学研究室(編) 同文館
千葉準一(1982)「残余持分説」『会計学辞典』黒澤 清(編) 東洋経済新報社
寺坪 修(1998)「連結決算における税効果会計全面適用の意義」『會計』第154巻8月号第2号
中田信正(1973)「税金配分会計」中央経済社
中田信正(1999)『税効果会計詳解—基準形成と計算構造—』中央経済社
中原章吉(1989)「1.6 会計主体論」『企業会計の基礎知識』中原章吉他(著) 創成社 pp.51-53
西村幹仁(1986a, b)「法人所得税の会計上の性格と会計主体論(1)(2)」『彦根論叢』第237号, 第238号
西村幹仁(1987a, b)「税効果会計の展開(1)(2)」『彦根論叢』第244号, 第245号
日本銀行金融研究所[編著](2001)『ポスト・バブルの金融政策』ダイヤモンド社
日本経済新聞(1998) 日本経済新聞10月18日付朝刊
日本公認会計士協会(1999)『決算開示トレンド 有価証券報告書500社の実体分析 <平成11年度版>』中央経済社
三澤 博(1968)「法人税配分論の考察—法人税の財務諸表への記載をめぐって—」『企業会計』第20巻8号
弥永真生・足田 浩(1997)『税効果会計』中央経済社